

選挙違反を犯した場合には、犯罪として裁かれるだけでなく、連座制によるペナルティが科せられることもあります。選挙運動に関わる者はもちろん、投票する有権者もなにが違反にあたるかよく知った上で、選挙が正しく行われているかどうか見極める必要があります。





選挙違反は、「犯罪」として処罰の対象となっています。
候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

選挙違反の主なケース

買収罪

金銭、物品、供應接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。

利害誘導罪

特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利益誘導を促した場合も処罰されます。

選挙妨害罪

有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。

投票に関する罪

詐偽の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、有権者でないのに投票すること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所または開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、または投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。

（選挙運動に関する制限をはじめ、選挙にはたくさんのルールがありますが、その多くには罰則がついていて、違反すると処罰されることになります。）



選挙違反を犯すと、罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられます。それに加え、当選無効や選挙権の停止などの処置もとられます。

当選無効

当選した候補者自身がその選挙の選挙違反で有罪になったときは、いくつかの例外的な場合を除き、当選は無効となります。

連座制

連座制とは、選挙運動の総括主宰者や候補者の親族など連座制の対象となる者が買収等の一定の選挙違反を犯して刑に処せられた場合、たとえ候補者自身はその選挙違反にかかわっていなくても、その責任を問う制度です。

連座制が適用された候補者は…

■当選が無効に

衆議院選挙の重複立候補の場合、比例代表選挙での当選も無効となります。

■立候補を制限

5年間、同じ選挙で同一の選挙区からは立候補できなくなります。

連座制の対象者

- 選挙運動の総括主宰者
- 出納責任者
- 選挙運動の地域主宰者
- 候補者または立候補予定者の秘書
- 候補者または立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）
- 組織的選挙運動管理者等
(組織によって行われる選挙運動で、その計画立案や調整、指揮監督などの運動の管理を行う者)

※ただし、対象者の選挙違反がおとりや寝返りであった場合には立候補制限が科せられず、また、衆議院選挙の重複立候補者の場合、比例代表選挙の当選は無効となりません。

※組織的選挙運動管理者等については、選挙違反がおとりや寝返りであった場合、選挙違反を行わないよう候補者・立候補予定者が相当の注意を怠らなかった場合は連座制は適用されません。



選挙権・被選挙権の停止

選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。

罰金刑の停止期間

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ●罰金刑に処せられた場合 | ▶ 裁判が確定した日から5年間 |
| ●罰金刑に処せられ、執行猶予を受けた場合 | ▶ 執行猶予を受けている間 |

禁錮刑以上の停止期間

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ●刑に処せられた場合 | ▶ 裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後5年間 |
| ●刑の執行の免除（時効を除く）を受けた場合 | ▶ 免除を受けるまでの間およびその後5年間 |
| ●刑の執行猶予を受けた場合 | ▶ 執行猶予を受けている間 |
| ●大赦、特赦または時効によって刑の執行を受けることがなくなった場合 | ▶ 執行を受けることがなくなるまでの期間 |



ワンポイントガイド

停止期間のところの「5年」というのは、たとえば、買収罪をくり返すなど、累犯の場合は10年となることもある。また、判決によって停止期間が短縮されたり、不停止になることもあるわ。

選挙の手続や当選人の決定等に対して不服がある場合、異議を訴えるために、争訟という手段が用意されています。

争訟の種類

選挙争訟

選挙の手續に瑕疵（けし）があり、これがなければ選挙の結果が変わったはずだと主張して、選挙の有効無効を争うもの。

主張が認められれば、選挙の全部または一部が無効となり、再選挙が行われます。

当選争訟

選挙が有効に行われたことを前提に、当選人の決定が間違っていると主張してこれを争うもの。

主張が認められても原則として再選挙はなく、更正手続により当選人を決定。

その他の争訟

「選挙人名簿（在外選挙人名簿）の登録に関する争訟」、「連座制の適用の有無を巡る争訟」などがあります。

公正な選挙を行うために、有権者が異議を訴える手段がちゃんとあるのね。

こうした仕組やさまざまな決まりがあるからこそ、明るい選挙が行われるんだ。



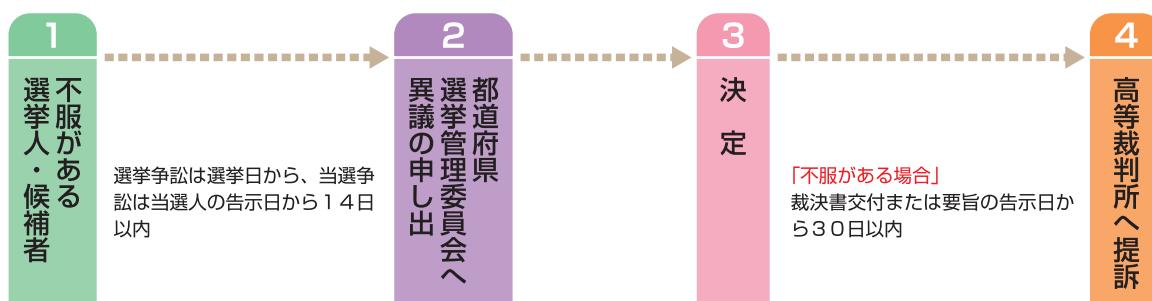
争訟の手続

選挙に関する争訟は、地方公共団体の議会や長の選挙と国會議員の選挙では手續が異なります。

市区町村選挙の場合（選挙争訟、当選争訟とも）

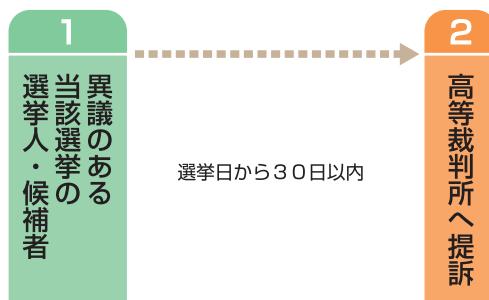


都道府県選挙の場合（選挙争訟、当選争訟とも）

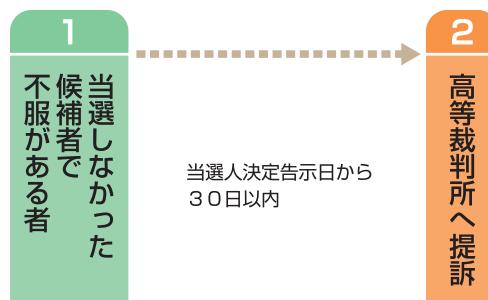


国會議員選挙の場合

選挙争訟



当選争訟



*提訴は、いずれの場合も都道府県選挙管理委員会を被告として、その所在地を管轄する高等裁判所で行います（参議院合同選挙区選挙については参議院合同選挙区選挙管理委員会が被告）。ただし、衆議院・参議院の比例代表選挙については、被告は中央選挙管理会となり、東京高等裁判所への提訴となります。

*国會議員選挙の当選争訟を行えるのは、落選した候補者（衆議院の小選挙区選挙については候補者届出政党を、衆議院・参議院の比例代表選挙については衆議院・参議院の名簿届出政党等を含む。）に限られます。

*ここでいう「市区町村」の「区」は東京23区を指します。

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

三ない運動



「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めるかもしれません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

禁止されている寄附（例）

- ✖ 病気見舞い
- ✖ 祭りへの寄附や差入れ
- ✖ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- ✖ 結婚祝、香典
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)

- ✖ 葬式の花輪、供花
- ✖ 落成式、開店祝の花輪
- ✖ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- ✖ 入学祝、卒業祝
- ✖ お中元、お歳暮



【参考】(公職の候補者等の寄附の禁止) 公職選挙法第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会(参加者に対して饗(きょう)応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。)に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。)としてする場合は、この限りでない。



後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も、花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

政治家の関係会社などからの寄附禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

その他の寄附制限

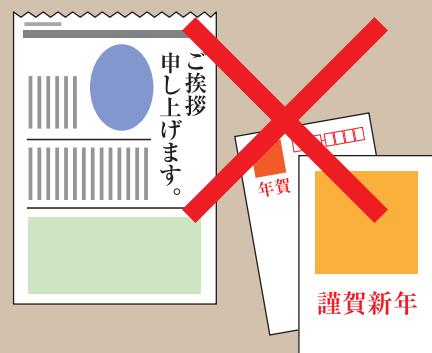
政治家への寄附についても、国や地方公共団体と請負などの関係にある者の寄附の制限、政治資金規正法による制限などがあります。



選 挙 ミ ニ 知 識 ⑧

「時候のあいさつ」にも制限があります。

政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内の人にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。



憲法改正国民投票の仕組み

(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続を定めたものが「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。

(2) 国民投票の投票権

満18歳以上の日本国民が投票権を有します。

(3) 国民投票の流れ

国会

憲法改正原案の発議

衆議院議員 100名以上の賛成
参議院議員 50名以上の賛成



衆参両議院にて憲法改正原案 可決

憲法審査会^{*}での審査
両議院憲法審査会の合
同審査も可能です。
※憲法改正原案等を審査す
る常設機関

本会議での可決
衆議院および参議院本
会議にて総議員の**3分
の2以上**の賛成で可決。

先議の議院

原案の提出を受け、憲法審査会で
の審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。



後議の議院

憲法審査会での審査を経て、本
会議にて可決。

憲法改正の発議

国民に憲法改正案の提
案がされる。

※内容において関連する事項
ごとに区分して発議されま
す。

国民投票期日の決定

憲法改正の発議後**60日から180日以内**
※具体的な期日は、国会にて議決されます。





広報周知・国民投票運動

広報周知

国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任

憲法改正案の内容や賛成意見および反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続に関して必要な事項を国民に周知します。



国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

投票

投票

投票方法

投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日に当たる日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは賛成投票の数が投票総数*の

2分の1を超えた場合

憲法改正の公布の手続

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続をとります。

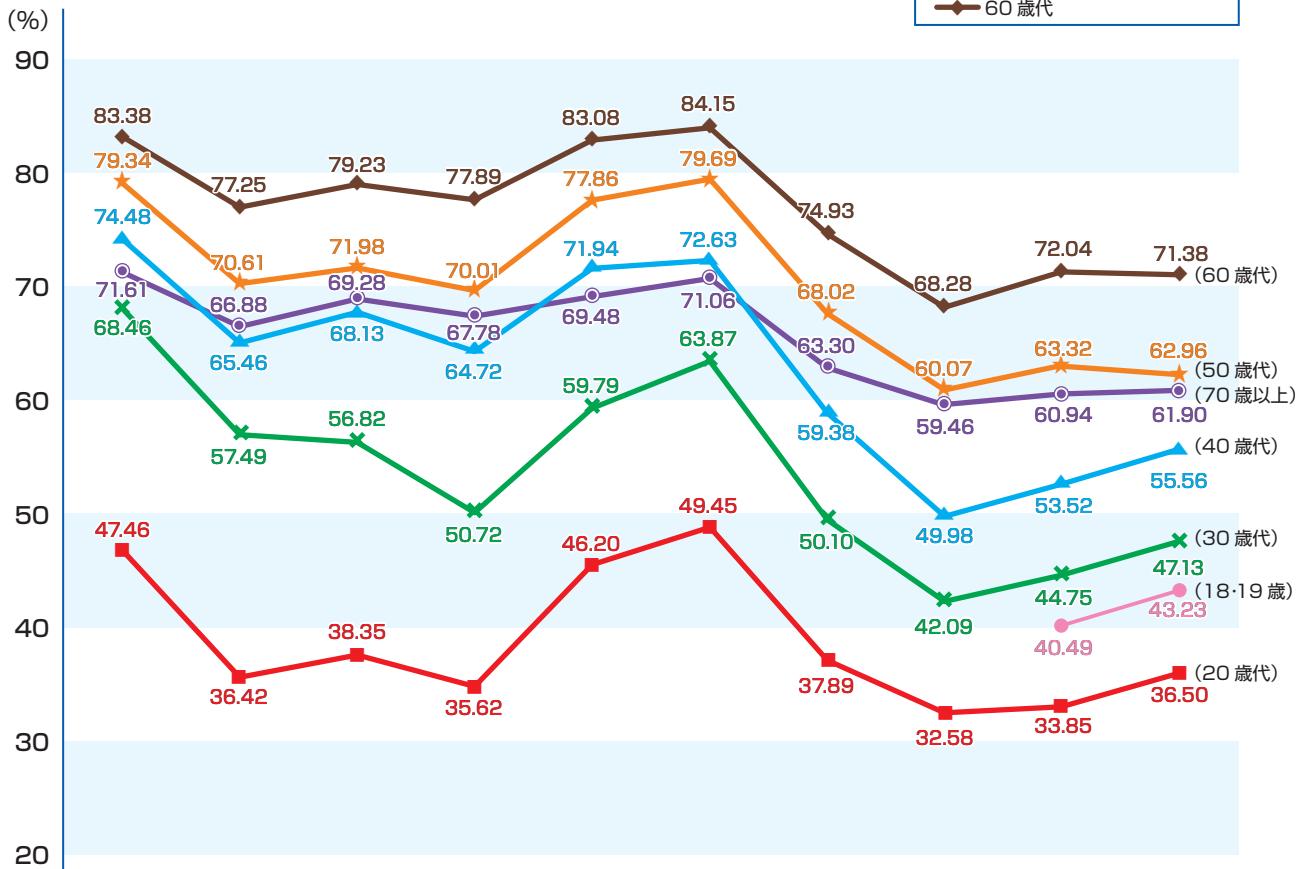


投票結果は、官報で告示されます。

*賛成投票数と
反対投票数の
合計数

資料

■衆議院議員総選挙・年代別投票率の推移(中選挙区・小選挙区)



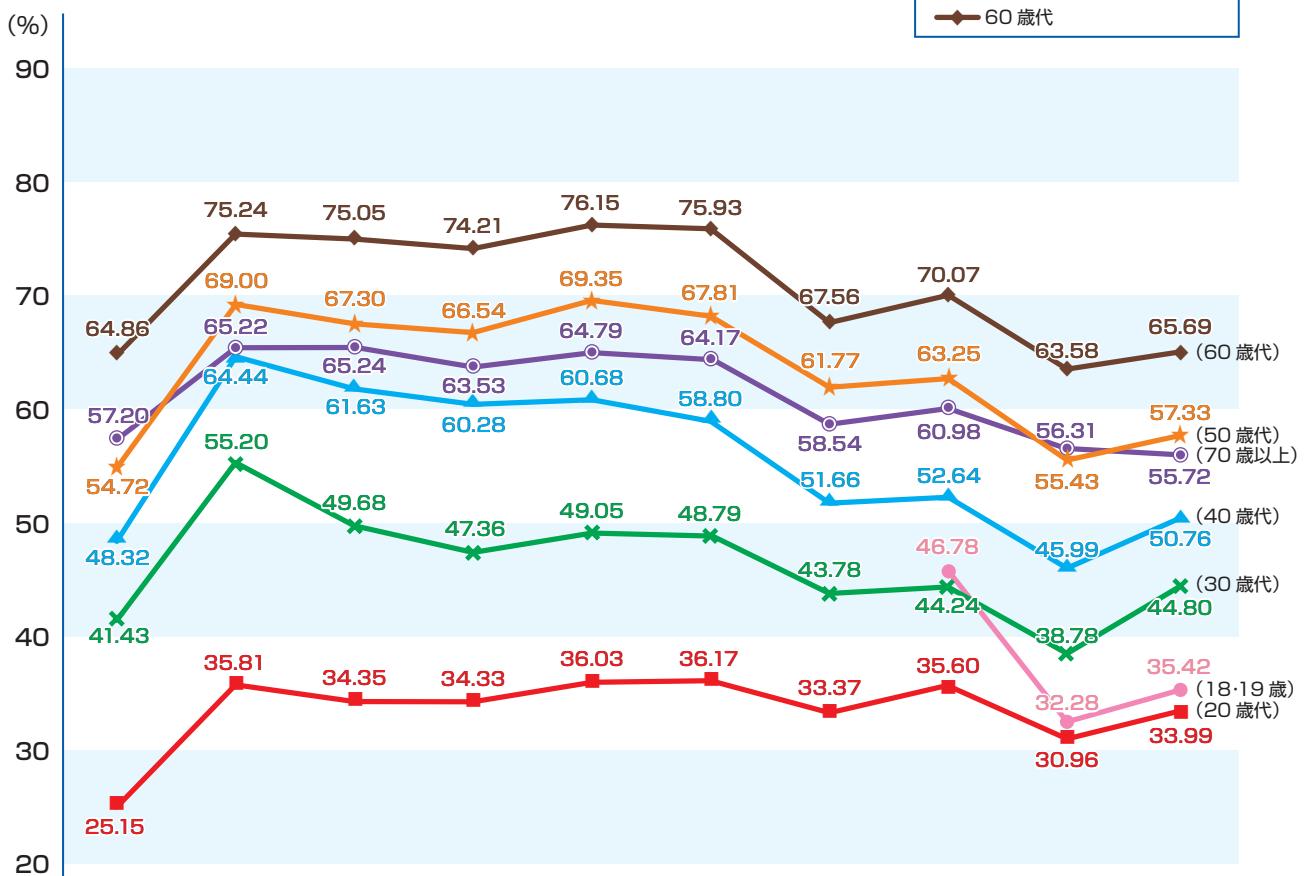
回数	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
選挙期日	平成5年7月18日	平成8年10月20日	平成12年6月25日	平成15年11月9日	平成17年9月11日	平成21年8月30日	平成24年12月16日	平成26年12月14日	平成29年10月22日	令和3年10月31日	
投票率	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	
争点	選挙制度 政治改革 政界再編 佐川急便事件	消費税 政治改革 行政改革 景気	消費税 財政再建 行政改革 景気	景気 雇用 福祉 年金	消費税 引き上げ 景気 雇用 地方分権 年金	北朝鮮・イラク問題 高速道路 憲法改正 年金	郵政民営化 マニフェスト 政権交代	景気対策 震災からの復興 年金 医療・介護	消費税 引き上げ 経済政策(いわゆるアベノミクス)	消費税 引き上げ分の使途	新型コロナウイルス対策 経済政策

※年代別投票率は、全国の投票区から回ごとに144~188投票区を抽出し、調査したものです。

※第48回の18・19歳の投票率は、全数調査による数値です。



■参議院議員通常選挙・年代別投票率の推移(選挙区)



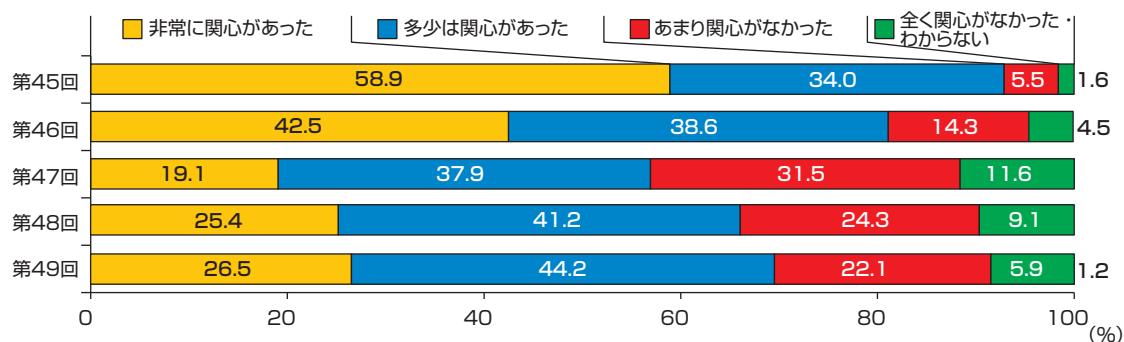
回数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
選挙期日	平成7年7月23日	平成10年7月12日	平成13年7月29日	平成16年7月11日	平成19年7月29日	平成22年7月11日	平成25年7月21日	平成28年7月10日	令和元年7月21日	令和4年7月10日
投票率	44.52	58.84	56.44	56.57	58.64	57.92	52.61	54.70	48.80	52.05
争点	景気 福祉 税金	景気 金融不安 不況対策 恒久減税問題	景気 福祉 介護 構造改革	景気・雇用対策 自衛隊のイラク多国籍軍参加 年金制度改革	政治と力ネ 年金問題	消費税 引き上げ 景気 雇用 年金 介護	景気 憲法改正 年金 医療・介護 衆参のねじれ解消	景気 の評価 クス) 経済政策(いわゆるアベノミ クス) 憲法改正 安全法制へ	年金 消費税引き上げ 憲法改正	物価高、急速な円安・ウクライ ナ情勢を受けた防衛のあり方

*年代別投票率は、全国の投票区から回ごとに142～188投票区を抽出し、調査したものです。
*衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の争点は新聞等のマスコミ報道によるものです。

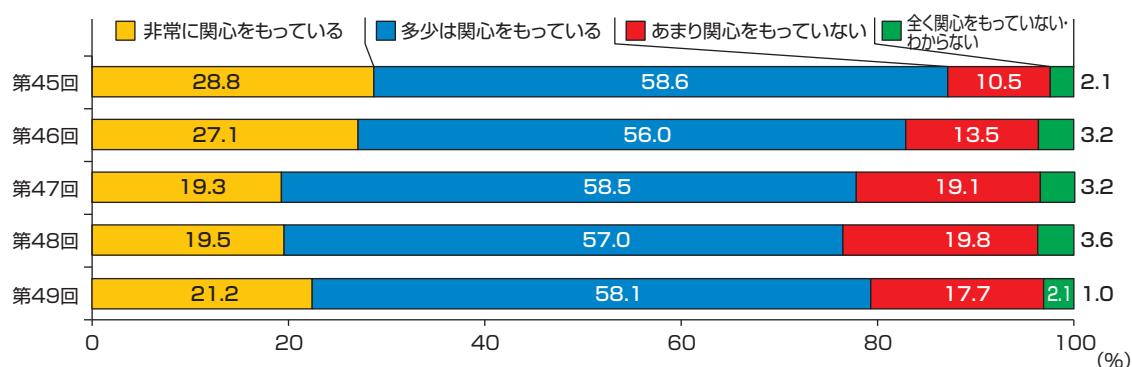
資料

1 「第49回衆議院議員総選挙全国意識調査・調査結果の概要 -」より

①「令和3年10月の衆院選について、あなたはどれくらい関心がありましたか」



②「あなたはふだん、国や地方の政治についてどの程度関心を持っていますか」

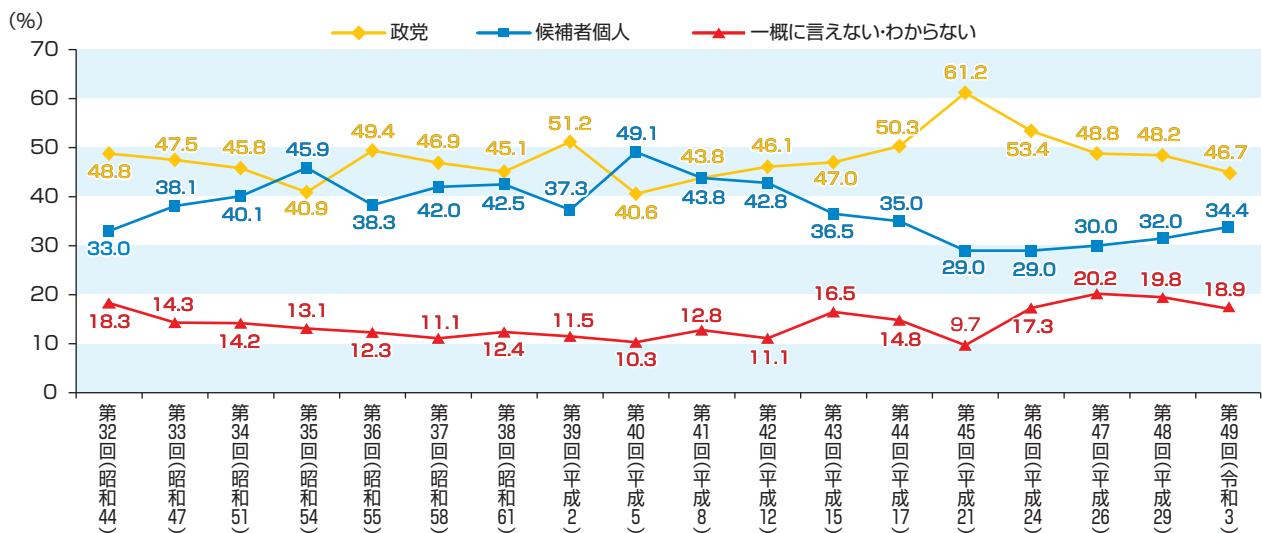


③年代別棄権理由

	18~29歳	30、40代	50、60代	70歳以上
仕事があったから	37.8	24.8	14.9	3.1
重要な用事（仕事を除く）があったから	22.2	9.1	8.9	3.1
体調がすぐれなかったから	2.2	9.1	15.8	42.2
投票所が遠かったから	8.9	2.5	1.0	7.8
今住んでいる所に選挙権がないから	8.9	0.0	1.0	0.0
選挙にあまり関心がなかったから	46.7	31.4	30.7	15.6
解散の理由に納得がいかなかったから	0.0	2.5	7.9	3.1
政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから	20.0	21.5	22.8	10.9
適当な候補者も政党もなかったから	17.8	28.9	21.8	21.9
支持する政党の候補者がいなかったから	13.3	9.1	8.9	6.3
私一人が投票してもしなくても同じだから	17.8	17.4	15.8	6.3
政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから	15.6	8.3	6.9	4.7
選挙によって政治はよくならないと思ったから	15.6	14.9	14.9	12.5
マスコミの事前予測を見て、投票に行く気がなくなったから	2.2	5.0	3.0	6.3
天候が悪かったから	0.0	0.0	0.0	3.1
その他	4.4	13.2	11.9	18.8
わからない	0.0	0.8	0.0	0.0



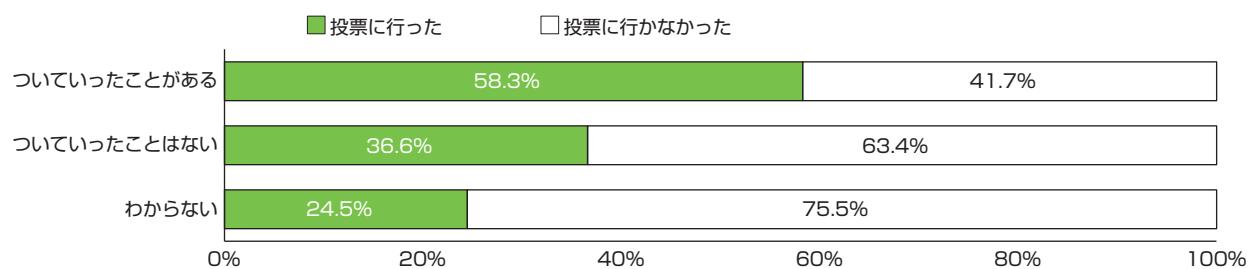
④「あなたは小選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」



2 「第25回参議院議員通常選挙における若年層の意識調査」より

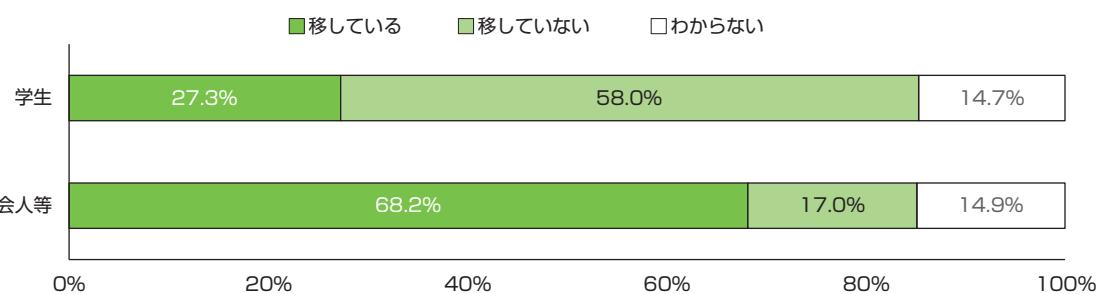
①親との投票体験の有無×投票行動

親と投票に行った経験のある人とない人に分けて、参院選での投票行動を見てみると、「ついていったことがある」人は「ついていなかったことではない」人より「投票に行った」と回答した割合が20ポイント以上高かった。



②住民票を移しているか。

実家を離れて暮らす調査対象者に住民票を移しているか、尋ね、さらに学生と社会人等のグループに分けて集計したところ、住民票を移している学生の割合は3割程度であった。



明るい選挙推進運動について

- 「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

明るい選挙推進運動は、①選挙違反のないきれいな選挙を行うこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと（政治意識の向上）を目的とした運動です。

- 明るい選挙推進運動の発端は戦後の選挙違反の増大でした。その数は減ってきてますが、皆無になったわけではありませんし、政治家の寄附禁止に関する事件は今日でも後を絶たない状況です。

一方、近年は投票率の低下が大きく、運動の重点はこちらに移っています。特に、若い世代の投票率の低さには憂うべきものがあります。若い世代に政治や選挙に対して関心をもってもらうこと、投票率を向上させることは焦眉の課題です。

- 平成23年には、50年以上続いてきたこの運動の現状と課題を明らかにし、時代に即した常時啓発事業のあり方を研究・検討するために「常時啓発事業のあり方等研究会」が総務省に設置されました。その最終報告書では、「今や社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている。政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質を持った主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている」とし、「これからの中間選挙は、あらゆる世代において自立した主権者をつくることを目指し、新たなステージ「主権者教育」に向かわなければならない」と提言しています。

この提言を受け、全国各地で、明るい選挙推進協議会の委員や推進員の方々が、様々な活動に取り組んでいます。



公益財団法人 明るい選挙推進協会